

第24回岩手県東日本大震災津波復興委員会

(開催日時) 平成30年11月6日(火) 15:30~17:10

(開催場所) サンセール盛岡 3階 大ホール

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 各専門委員会の審議概要について
 - ア 総合企画専門委員会の審議概要
 - イ 女性参画推進専門委員会の審議概要
 - (2) 岩手県次期総合計画「長期ビジョン」(中間案)について
 - (3) 岩手県次期総合計画アクションプラン【復興プラン(仮称)】
(中間案に向けた復興局原案)について
- 3 その他
- 4 知事総評
- 5 閉 会

委員

柴田博之(石田亨委員代理) 岩渕明 植田真弘 及川吏智子 大井誠治
大塚耕太郎 小原紀彰 勝部民男 久保憲雄 栗田均 齋藤俊明
浅沼浩(佐藤保委員代理) 澤口真規子 菅原悦子 瀬川愛子
菊池芳泉(田口幸雄委員代理) 津田保之 澤口良喜(中崎和久委員代理)
長山洋 野田武則 平山健一 谷村久興

オブザーバー

佐々木順一 関根敏伸 内田幸雄

1 開 会

○多賀復興局復興推進課推進協働担当課長 ただいまから第24回岩手県東日本大震災津波復興委員会を開催いたします。

私は、事務局を担当しております復興局復興推進課の多賀と申します。暫時進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様の出席状況について御報告いたします。本日は、委員25名中17名の御本人出席、5名の代理出席をいただき、半数を超えておりますので、岩手県東日本大震災津波復興委員会設置要綱第6条の規定により、会議が成立していることを御報告いたします。

2 議 事

(1) 各専門委員会の審議概要について

ア 総合企画専門委員会の審議概要

イ 女性参画推進専門委員会の審議概要

○多賀復興局復興推進課推進協働担当課長 それでは、これより議事に入ります。

以後の委員会の運営は、要綱の規定により委員長が議長として進行することとなっておりますので、進行を岩渕委員長にお渡しいたします。岩渕委員長、よろしくお願いいたします。

○岩渕明委員長 それでは、議事に入らせていただきます。最初の議題は、各専門委員会の審議概要についてです。総合企画専門委員会と女性参画推進専門委員会の概要について事務局から報告をお願いします。

○森復興局副局長 復興局の森でございます。私から各専門委員会の審議概要について説明させていただきます。資料1-1を御覧ください。第23回総合企画専門委員会は10月24日に開催し、本日の委員会で御審議いただく事項について御検討いただきました。

次期総合計画「長期ビジョン」（中間案）に関する意見につきましては、資料1-1の2審議概要(1)にまとめておりますが、谷藤委員、南委員からは、復興の課題と人口減少等の震災以前からの課題を整理して取り組んでいくことの必要性、豊島副委員長、中村委員、平山委員からは、第6章の新しい時代を切り拓くプロジェクトに関し、記載内容、新しい視点からの打ち出し、三陸防災復興プロジェクトにおける三陸広域での連携の取組に関して御意見をいただきました。また、広田委員、若林委員からは、人口減少や少子高齢化の課題の重要性から、危機感や健康寿命の記載について意見がございました。

続いて(2)復興プラン（仮称）復興局原案に関する意見につきまして、各委員から個別の取組に関する御意見をいただいたほか、平山委員から課題の裾野が広がってきており、それに対応するために施策を広く盛り込むべきである、中村委員からはこれまでの取組の課題と対応の整理、齋藤委員長からは復興プランの取組とこれまでの取組の検証の必要性について御意見をいただきました。

次に、資料1-2を御覧ください。第12回女性参画推進専門委員会は10月26日に開催し、こちらも本日の委員会で御審議いただく事項について御検討いただきました。

次期総合計画「長期ビジョン」（中間案）に関する意見につきましては、資料1-2の2審議概要(1)にまとめておりますが、菅原委員長からは、参画について各政策分野の取組方向においても具体的に記載すべきであるという御意見、高橋委員からは具体的な取組に当たってのみんなで取り組むべき視点の重要性に関する御意見、それから各委員から個別の取組への意見として、災害発生時の外国人旅行者への対応、児童の肥満傾向、持続可能なコミュニティづくりの重要性、長寿社会への対応、単身非正規雇用の女性など、隠れた弱者を孤立させない取組等について御意見をいただきました。

また、女性参画推進専門委員会から御提言をいただき、次期総合計画の策定に当たり、①あらゆる政策分野での男女共同参画推進と目標設定、②ジェンダー統計の整備とその分析に基づく進捗管理の導入、③女性の参画30%促進と女性リーダーの人材育成拡充、の3点を御提言いただきました。

続いて(2)復興プラン（仮称）復興局原案に関する意見につきまして、放射能の影響に

よる鹿捕獲数の減少、一人一人に寄り添った健康支援の必要性、地産地消の推進などに関する御意見をいただいたほか、菅原委員長から女性リーダーの育成に関する具体的な取組の必要性についても御意見をいただきました。私からの御説明は以上でございます。

○**岩淵明委員長** ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明に対して、御意見、御質問等ございましたら御発言をお願いしたいと思います。なお、発言の際は挙手の上、お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

○**平山健一委員** 総合企画専門委員の平山です。震災から約8年となりますが、復興状況として、ハードの部分につきましては県の計画どおり概ね順調に進んでいるという認識でございます。しかしながら、県だけで進められるものではなく、やはり国の事情や社会の事情がありますので、幾つか残っている部分もあります。特に平成23年策定の復興基本計画第5章、三陸創造プロジェクトとして挙げた国際研究交流拠点形成や交流人口の拡大、さんりく産業振興、地域連携強化などの課題は、まだ残っているものもあるので、次期総合計画の中でも重点的に取り上げてほしいという希望が強く出ておりました。

○**岩淵明委員長** ありがとうございます。時代の進展とともに、見えてこなかったものが見えてくることもあると思います。そのようなものを次期総合計画の中に反映させていく必要があると思います。

○**菅原悦子委員** 女性参画推進専門委員会の菅原です。復興後の岩手県を考えたときに、長期ビジョンの政策分野の中に、新たに10番目の政策として「参画」を横軸として入れていただいたことは、女性参画推進専門委員会として高く評価したところです。しかし、それを具体的にアクションプランなど目に見える形で女性が参画していることが分かる目標設定をしていただきたいということで、女性参画推進専門委員会から提言を出させていただきました。復興後の岩手県のこれから先を考えたときに、やはり女性参画はとても重要であるということを確認をさせていただきたいと思います。

○**岩淵明委員長** 菅原先生の御意見の中にも女性の参画30%促進などがございますが、具体的数値目標であるKPIの設定が必要ということでしょうか。

○**菅原悦子委員** そうです。そうした目標値を10政策の各項目に立てていただきたいと思います。例えば防災会議の女性比率や、教育現場の女性参画割合など、しっかりと目に見えるKPIを入れていただきたいという意見が出ております。

○**岩淵明委員長** 資料1-1を拝見すると若林委員から消防団員確保のための工夫についての意見が出ておりますが、現状は非常に高齢化しており、消防団が組めない地域も出てきているという現実があります。その辺りにつきましては、どのように長期ビジョン等に盛り込んでいかれる予定でしょうか。

○**岩淵政策地域部政策推進室政策監** 政策推進室の岩淵と申します。消防団員の確保につきましては、「長期ビジョン」のもとで4年間重点的に取り組むアクションプランを9月に策定し、その中で確保対策について盛り込み、自主防災組織、組織率の向上等を目標に取り組んでいくことを掲載しております。

○**佐藤企画理事兼総務部長** 防災、消防を担当しております総務部長の佐藤でございます。現在取り組んでいる状況等について、お話をさせていただきます。

御指摘にございましたとおり、各市町村では消防団員の高齢化により、団員が減ってきております。そうした中で、消防団員を引退される方を機能別団員という形で活躍してい

ただいたり、女性団員増加の取組を行ったりしております。また、消防団応援の店を商店街等と連携を図り、消防団を応援する取組を市町村にお願いしております。そうした形で、団員確保の取組を行うとともに、大学の学園祭等で消防団員募集等のPRをさせていただき、若いうちから地元の消防団に入っただく取組、また県公務員や市役所職員等についても率先して消防団に加入する取組も進めております。地域の防災、消防力を高めていくためには、こうした消防団員の数も非常に重要な取組と認識しておりますので、引き続き努力してまいりたいと考えております。

(2) 岩手県次期総合計画「長期ビジョン」(中間案)について

○岩渕明委員長 それでは、2番目の議題に入ります。次期総合計画「長期ビジョン」(中間案)について、事務局から説明をお願いします。

○岩渕政策地域部政策推進室政策監 政策推進室の岩渕と申します。私から、次期総合計画「長期ビジョン」(中間案)について御説明させていただきます。

資料につきましては、資料2-1が概要版、資料2-2が中間案本体冊子、資料2-3が素案から中間案に至る変更内容をまとめた資料、資料2-4が前回の復興委員会等における御意見の中間案への反映状況をまとめた資料となっております。

はじめに、次期総合計画の「長期ビジョン」につきましては、去る6月に素案として公表し、パブリック・コメントや地域説明会、また復興委員会をはじめとした様々な委員会や審議会、知事と市町村長との意見交換会等を通じ広く御意見をいただきました。これらを踏まえた見直しを行い、9月には中間案として公表し、2度目のパブリック・コメントや地域説明会の実施とともに、先ほど御紹介ありました総合企画専門委員会等の委員会や本日の委員会など、様々な審議会の場で御意見を現在伺っているところでございます。それでは、素案から中間案における変更内容につきまして、資料2-2と資料2-3により説明させていただきます。

まず、第2章の「岩手は今」に関する部分でございます。「2 日本の変化と展望」の「(3) 多発する大規模自然災害」につきまして、復興委員会における御意見等を踏まえ、先般の西日本豪雨災害について付け加えました。また、「3 岩手の変化と展望」の「教育」分野の[強み・チャンス]の部分について、素案では世界で活躍するスポーツの例示として、野球をはじめとした競技名を具体的に例示しておりましたが、岩手県出身者が幅広い競技で活躍していることから、競技名の例示を削除した表記へと見直しております。その他、具体的説明は省略させていただきますが、第2章の「岩手は今」に関して、詳細は資料2-3に記載のとおり、見直しを計9箇所行っております。

次に、資料2-2の第3章「基本目標」に関する部分でございます。基本目標の3行目「幸福を守り育てる希望郷いわて」の前に「お互いに」を加え、県民が相互に支え合いながら幸福を守り育てるという趣旨を明確にいたしました。

また、復興委員会における御意見なども踏まえ、基本目標の考え方をより具体的にお示しするため、新たに追記しております。具体的には、「復興の取組の中で、学び、培った経験」の中から代表的なものを具体的に示しました。また、今後の復興の取組の考え方として、「より良い復興(Build Back Better)」の表現も加えております。さらに、幸福を守り

育てるための今般の計画における政策体系の考え方等を記載しております。

第4章については、後ほど、復興局から御説明を申し上げます。

次に、第5章の「政策推進の基本方向」に関する部分でございます。「2-10の政策分野の取組方向」につきまして、「(1)健康・余暇」のサブタイトルの下に、サブタイトルと政策項目をつなぐ形で新たに4行の文章を追加しました。また、①以下の各政策項目の取組方向につきまして、素案では箇条書きであったものを具体化し、全て文章化しております。

また、パブリック・コメント等で市町村や関係機関との役割分担に関する御意見を多数いただきましたので、中間案におきましては、新たに全分野に「みんなで取り組みたいこと」として多様な主体に期待する取組を盛り込んでおります。

さらに第5章は、政策項目の統合を行いましたので、資料2-3の別紙「政策項目のタイトルの見直し及び統合について」を御覧ください。左側が先般の素案における政策項目、右側が本日お示ししている中間案における政策項目となります。

まず、「(1)健康・余暇」分野における「4文化芸術活動」と「5スポーツ」につきまして、他分野では文化スポーツが1つの項目になっておりますので、ここも文化スポーツを1つの政策項目に統合しております。

次に「(3)教育」分野でございます。素案におきまして「19岩手で、世界で活躍する人材を育てます」という政策項目ですが、具体的内容が世界と岩手を繋ぎ、地域に貢献する人材を育成するという趣旨であり、「21産業を発展させる人材を育てます」と同様、地域に貢献する人材育成に関する内容と重複することから、中間案ではこの2つを統合し、「18地域に貢献する人材を育てます」といたしました。なお、世界で活躍するトップアスリートの育成に関しましては、中間案では「19文化芸術・スポーツを担う人材を育てます」の中に盛り込み、外部の委員会等における委員の意見を踏まえた見直しを行いました。

続いて、「(7)歴史・文化」分野につきまして、伝統文化を受け継ぐ政策項目と、伝統文化を生かした交流を広げる政策項目について、関連性がより強いことから1つに統合を行っております。

さらに、「(9)社会基盤」分野につきまして、素案の段階では社会基盤の中に参画の分野も含んでおりました。しかし社会基盤の項目が多様になったことから、「(9)社会基盤」と「(10)参画」を分ける形にしたため、素案では9分野でしたが、中間案では参画を新たに加え10分野の設定としております。

「(3)教育」分野へお戻りください。前回の復興委員会等において、「楽しく学ぶ」、「安心して学ぶ」といった政策項目の表現が、どの政策面に係るか曖昧であると御意見いただきましたので、「知育」、「徳育」、「体育」という表記をつけるなど、広く政策項目の名称について見直しを行っております。

続いて、「長期ビジョン」第6章「新しい時代を切り拓くプロジェクト」でございます。前回、素案では重要構想として考え方のみを示しておりましたが、中間案におきましては「ILCプロジェクト」、「北上川バレープロジェクト」など11のプロジェクトを策定いたしました。専門委員会等で様々な御意見をいただき、内容につきましては現在さらに具体化し、例えば、目指す姿やそのイメージ、さらには10年間の進め方の工程表等も付け加える方向で検討を進めております。

第7章は「地域振興の展開方向」となります。こちらは囲み線の部分、県央広域振興圏の目指す姿を新たに加えました。同様に県南広域振興圏、沿岸広域振興圏、県北広域振興圏とそれぞれ目指す姿を盛り込んでおります。また、それぞれ圏域の取組方向について、素案では箇条書きでしたが、中間案では具体化して文章形式としております。

最後に、第8章「行政経営の基本姿勢」では、4本の柱を設定し、今後の行政経営を進めていく上で必要となる4本の柱について、それぞれ新たに具体的な取組方向を盛り込んだところでございます。

なお、「長期ビジョン」（中間案）は9月に公表しましたが、これに併せて4年間のアクションプランとなる「復興プラン」、「政策プラン」、「地域プラン」、「行政経営プラン」のうち、「政策プラン」のみを先立って素案として公表させていただいており、各政策分野に掲げる指標項目などを盛り込んでおります。概要版は参考資料1として本日配付させていただいております。

最後に、今後のスケジュールですが、この「長期ビジョン」につきましては本日の委員会における御意見等を踏まえました上で、11月15日に開催予定の総合計画審議会におきまして最終の答申をいただき、11月19日に案として公表する予定としております。私からは以上です。

○森復興局副局長 続きまして、復興関係につきまして私から御説明させていただきます。まずは前回の復興委員会及び専門委員会での復興に関する事項についての御意見の反映状況を御説明させていただきます。資料2-4の2ページ目を御覧ください。項目4の復興の目指す姿につきましては、「犠牲者の故郷への思い」と「被災された方の故郷への思い」の表現の使い分けについて、御意見をいただきましたので、資料2-4の反映状況の欄でございしますが、事実や経験を踏まえた教訓、両者の違いが明確になるよう、変更いたしました。

また、項目5の地域社会づくりの表現についても、表現を整理させていただきました。

さらに、項目6では、仮設住宅等で被災者を孤立させない視点や見守りというキーワードの明記、項目7では観光分野における道路整備効果を記載すべきとの御意見を受け、それぞれ追記させていただいております。

続いて、「復興プラン（仮称）」（中間案に向けた復興局原案）に反映した主な御意見を御覧ください。この表は、前回いただいた御意見のうち、今後4年間の具体の取組を定める復興プラン（仮称）に反映させていただいたものの表でございします。復興プラン（仮称）につきましては、後ほど御説明させていただきますので、反映した項目についてのみ、まず御説明いたします。

項目1は、被災地での心身のリスクに係る内容を記載すべきとの御意見があり、復興プランに被災者の健康維持・増進及びこころのケアの推進に係る取組を記載いたしました。

項目2は、保健・医療・福祉の取組で、食生活の支援の内容を加えるべきとの御意見をいただき、被災者の健康の維持増進を図るための栄養指導等について、復興プランに記載をしているところでございます。

項目3は、被災者支援について、仮設住宅や災害公営住宅以外に居住している被災者の方々にも支援が届くようという御意見がございました。現状においても、様々な支援を行っており、復興プランにおきましても暮らしの再建の部分に内陸避難者も含めた支援の

取組を記載しました。

項目4は、内陸の学校と沿岸部の学校の交流についての記載が必要との御意見をいただき、復興プランのいわての復興教育の部分に、内陸部、沿岸部の学校間の交流学习等について記載いたしました。

最後に、項目5の未来のための伝承・発信において、震災津波伝承館の整備だけでなく、津波復興祈念公園についても記載が必要という御意見をいただき、復興プランの伝承部分に津波復興祈念公園の整備についても記載しました。

御意見の復興関係の部分の反映状況については以上でございます。

○岩淵明委員長 それでは、次期総合計画における第4章、復興推進の基本方向について、御説明に対して御意見、御質問等があればお願いします。

○平山健一委員 平山健一でございます。総合企画専門委員としては、非常によく専門委員会の意向を取り入れていただいた章立てとなり、我々は満足しているという全般的な意見でございます。

さて、復興委員の立場で長期ビジョンのことにコメントすることは、少し差し出がましい気もしますが、申し上げます。次期総合計画は、復興の教訓を踏まえ、これまでと異なり、「幸福」をキーワードとして政策体系ができています。こうした目新しいものを行う場合、私が以前、総合計画に携わらせていただいた際の経験からいえば、県が示す「幸福」の定義や、どのような指標で表すかについて、もう少し具体的に示さなければ、なかなか県民に理解していただけないと思います。どのような指標が良いかについては、例えば健康・余暇であれば、健康寿命などの指標もあると思います。しかし全般的になかなか難しいもの、また指標を決めることすら難しいものもあろうかとは思いますが、ぜひ検討していただければと思います。

次の議題に、4年間のアクションプランがあり、そちらにはそのようなスタンスが表現されている部分もありますが、長期ビジョンには指標で表すことが抜けている気がしました。なお、総合企画専門委員会の場合でも、若林委員から健康寿命を厚く記載するよう意見もありましたので、コメントさせていただきました。長期ビジョンの中にも客観的な指標を記載した方がよいと思いますので、御検討よろしくをお願いします。

○岩淵政策地域部政策推進室政策監 参考資料1の岩手県次期総合計画第1期アクションプラン、「政策プラン」の概要版の7ページ目のスライドを御覧ください。アクションプランの中で、例えば「健康・余暇」の分野では、①健康寿命や⑤余暇時間、「家族・子育て」分野では、①合計特殊出生率や④総実労働時間、「仕事・収入」分野では、①一人当たり県民所得や②正社員の有効求人倍率などを指標項目として挙げております。こうした幸福に関連する客観的指標をアクションプランの中に盛り込ませていただきました。

なお、前回の総合企画委員会に私も出席させていただき、健康寿命の話をいただきました。「長期ビジョン」の中にも各分野にサブタイトルを付けるなどの工夫はしておりますが、見えにくい部分もあると思いますので、今後十分検討して、次回の総合計画審議会までに御意見を踏まえて検討させていただきたいと考えております。

○岩淵明委員長 たしか総合計画審議会だったと思いますが、概要を文字ではなく、漫画で書くと分かりやすいのではという意見もありました。

○岩淵政策地域部政策推進室政策監 今回の「長期ビジョン」は確定後、普及版として、

多くの方々に短時間で見ていただける分かりやすいものを作成したいと考えております。その際に、漫画等についても十分検討させていただきたいと思っております。

○岩渕明委員長 全ての指標を書くことは難しいと思っておりますので、代表的なもので、ここを伸ばせば幸福になるといったものを、数字で表現できると良いと思っております。

○澤口眞規子委員 栄養士会の澤口と申します。前回、保健・医療・福祉に加え、食生活の支援という内容を入れるべきという私の発言を反映していただき、ありがとうございます。

その書き下し箇所を資料で拝見させていただきましたが、資料3-2のⅡ 暮らしの再建の2 保健・医療・福祉分野、取組項目 No. 7 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童への支援に記載してあることを確認しました。

しかし、「保健指導、栄養指導等」という言葉が、上から目線に感じます。従来、貧困や衛生問題、感染症の多かった時代においては、指導という言葉が適切だったかもしれませんが、現在は栄養、食生活サポートなど、県民と、住民と同じ目線で私たちが支えていますという書きぶりにしていただきたいと思っております。

保健指導や栄養指導といった表現は、ここに限らず随所に見られますので、できれば目線を下げて、一緒に考えましょう。できることは私たちもやっていますといったスタンスに修正をお願いします。

○森復興局副局長 御意見ありがとうございます。復興プランの表現につきまして、本日はいただいた御意見を踏まえ、調整させていただきたいと存じます。多くの県民の方々に分かりやすく受け止めやすい表現を検討させていただければと存じます。ありがとうございます。

○大塚耕太郎委員 岩手医大の大塚です。まず、復興プラン（仮称）について、県も相当、具体的な内容まで明示していただいたことを非常に評価したいと思います。

資料3-2の7ページ、構成事業の概要と実施年度のイメージですが、国の動向や復興状況によっては内容に変更が生じる可能性があり、復興予算を投入する事業もあると思っております。

その一方で、重要性の認識についても織り込んでおいた方が良いと思っております。資料2-4の4ページにも、「被災地における心身のリスクは十分に認識しており」という記載はありますが、まず認識している主体がどこかはっきりさせていただきたい。前回の委員会でも議題にあがりましたが、幸福を何で判断するかという際に、一番上の指標として出てくるものは健康の領域です。つまり、健康あってこそその幸せということもありますので、その認識に立てば、実はこころのケアが最重要事項の一つになると思っております。

ちなみに、これまでに雲仙普賢岳噴火も震災後13年、世界的なダム被災も約15年の健康リスクがあったことが確認されています。東日本大震災津波は未曾有の大規模災害なので、10年間の復興期間を越えて健康問題が残ることは容易く想定される状況であります。そのため、健康問題対策は被災者の幸せを考える際に非常に重要なものだと思います。

要するに、復興プラン（仮称）は具体的な施策について記載されておりますが、岩手県として、健康の問題は長期的に残るという基本認識を、資料2-2の長期ビジョン（中間案）第2章3（1）今後の展望などに、「被災地の健康問題は長期的に残ることが危惧されている」など明示した方が良いと思っております。そうした認識のもと、岩手県として健康支援事

業を具体化していかなければならないと思います。健康は憲法第 25 条の生存権でも非常に大事なキーワードとして入っておりますので、ぜひ健康の領域を強調し、計画を立てた方が良くと思います

復興プラン（仮称）では、実施内容を非常に丁寧に記載していただいておりますが、その一方で、国の事業の有無によって、様々な危機が生じることもあるとは思っています。岩手県として健康問題、保健・福祉問題も幸福度に直結しているところであり、復興は長期的にもまたがる問題なので、ぜひ長期的に残ると明示していただきたいと思います。

最後に、これは復興計画、総合計画両方にまたがる話ですが、今後の対策を行う際も、被災地のこころのケアは、予算を捻出しなければ行えない事業で、既存の事業に振り分けることが難しい非常に重要度の高い事業であります。

以上、この計画の構造について、長期ビジョン（中間案）第 2 章 3（1）今後の展望にも長期的な問題の明示を御検討いただければと思います。

○**岩淵明委員長** 長期ビジョン（中間案）とともに復興プラン（仮称）にわたる御意見ありがとうございます。健康、心の問題は 10 年で終わらないので、長期的な姿勢を県が行うという表現を、長期ビジョン第 4 章及び前文にお書きいただきたいということによろしかったでしょうか。

○**大塚耕太郎委員** そうです。基本的な展望の中に、健康問題は長期にまたがるのが想定されるという一説を入れていただかなければ、基本認識が欠けてしまうと思いますので、よろしくをお願いします。

○**森復興局副局長** 御意見ありがとうございます。長期ビジョン第 4 章 2 復興の目指す姿にまとめさせていただいた中の 3 点目の項目に、「『暮らしの再建』と『なりわいの再生』を通じて、誰もが再び人間らしい日々の生活を取り戻すことができるよう、被災者一人ひとりに寄り添う人間本位の復興を推進します。」と書かせていただいておりますが、この内容が、暮らしの再建やなりわいの再生など広い分野となっておりますので、表現変更なども含め、表現方法につきまして、検討させていただきたいと存じます。

○**八重樫保健福祉部長** 保健福祉部長の八重樫でございます。こころのケアは最重要課題の一つであり、時間経過に伴い介入を弱めれば、危険性が高まっていくことも認識しております。こころの健康、あるいは体の健康を含め、見守りやコミュニティ形成など、長期的な視点で対人支援と健康づくりの継続的な応援をしていきたいと考えておりますので、大塚委員の御意見を踏まえ、検討させていただきます。

○**岩淵明委員長** 長期ビジョン（中間案）第 4 章 3（2）暮らしの再建の（2）－3 教育・文化・スポーツ分野の①ア 被災などによって心にダメージを受けた児童生徒へのきめ細かな対応や心のサポートを推進します、とありますが、東日本大震災時の児童生徒は、8 年経過し、もう既に卒業してしまっています。この被災については、「など」がついているので、その後の様々な災害も考慮しているかとは思いますが、復興としては東日本大震災津波が原点となると思いますので、御説明をお願いします。

○**森復興局副局長** これは、東日本大震災の被災によって心にダメージを受けた、当時、児童生徒だった方々をサポートすることに加え、その後起こった台風 10 号等の災害等、また今後起こりうる災害、さらには間接的な被災も含め、心にダメージを受けた児童生徒に対して、サポートさせていただくという趣旨でございます。

○岩渕明委員長 了解いたしました。

それでは、議事（２）につきまして、長期ビジョンのメインとして第４章に復興計画が入る形となっておりますが、この長期ビジョン（中間案）第４章につきまして、委員会として了承するという事によろしいでしょうか。

○復興委員 「異議なし」の声

（３）岩手県次期総合計画アクションプラン【復興プラン（仮称）】

（中間案に向けた復興局原案）について

○岩渕明委員長 それでは、次に議題（３）岩手県次期総合計画アクションプラン【復興プラン（仮称）】（中間案に向けた復興局原案）についての議論をさせていただきます。まずは事務局から御説明をお願いします。

○森復興局副局長 それでは、私から復興プラン（仮称）（中間案に向けた復興局原案）について御説明させていただきます。

はじめに、基本的な考え方について、資料３－１の概要版で御説明させていただきます。

シート２でございます。前回の委員会の際に骨子案で御説明しましたが、復興プランは長期ビジョン第４章の復興推進の基本方向を受け、2019年度から2022年度までの４年間の具体的な復興の取組、実施事業をプランとして掲げるものになります。

続いてシート４を御覧ください。プランの構成といたしまして、長期ビジョンで定めております「より良い復興～４本の柱～」、安全の確保、暮らしの再建、なりわいの再生、未来のための伝承・発信と、それぞれの柱に基づく12分野の取組項目毎に計画期間に実施を予定している主な取組内容、事業を掲載することとしております。

シート５は、復興プラン推進の基本的な考え方でございますが、被災地で復興が着実に進んでいる一方、暮らしの再建、なりわいの再生などを中心とした復興の課題が多様化してきているという現状がございます。これらを踏まえ、政策プラン等に掲げる施策等とも連携しながら復興を推進していくこととしております。そのため、このプランの取組の記載に当たりましては、復興事業とともに政策プラン等の関連する取組についても、主な取組内容として併せて記載することとしております。

シート６以降は、各分野の取組について記載しておりますが、こちらは資料３－２で御説明させていただきますので、資料３－２【復興プラン（仮称）】（中間案に向けた復興局原案）を御覧ください。

「はじめに」につきましては、策定の趣旨、プランの期間、構成、推進ということで、前回の委員会で復興プランの骨子として御審議いただいたものでございます。

３ページを御覧ください。復興推進の取組は、復興の目指す姿、復興の推進に当たって重視する視点として、参画、交流、連携ということで、これらは長期ビジョンに記載しているものでございます。これについては、具体的な取組を進めるに当たりましても重要な事項であるということから、復興プランにも再掲載しているものでございます。

４ページからが主な取組内容となります。まず４つの柱Ⅰ安全の確保 １防災のまちづくりの分野では、災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくりなどの取組項目を掲げ、水門、陸閘自動閉鎖システムを備えた防潮堤の整備など、海岸保全施設や道路整備の推進やアドバイザーによる復興まちづくりに対する支援、被災者の安全、安

心の確保、防災文化の醸成、継承などの取組を進めていくこととしております。

6 ページを御覧ください。構成事業の概要と実施年度について、中間案には掲載していませんが、最終版には主な取組内容毎に一覧表として記載することとしております。

7 ページを御覧ください。構成事業の概要と実施年度の一覧表のイメージになります。事業一覧表につきましては、取組項目毎に 2020 年度までの完了を目指す事業、2021 年度以降も当面の間継続する事業、復興の取組として終期を設定せず永続的に実施する事業など、実施年度を明記しながら取り組む事業の内容、事業計画値を記載することとしております。以降の取組にも同様の一覧表が最終的には載ることとなります。

続いて、9 ページを御覧ください。ここから 2 つ目の柱 II 暮らしの再建の取組となります。

なお、ページ中段に星印で主に政策プランと連携して取り組む項目と記載しております。こちらは、先ほど御説明いたしましたとおり、今回の復興プランの推進に当たり、多様化する課題に対応するため、政策プラン等に掲げる施策などとも連携して復興を推進する観点から、プランへの取組の記載に当たりましても、復興事業とともに政策プランに関連する取組についても併せて記載しているものとなります。基本的には、長期ビジョンで示した方向性、復興の取組の方向性を進めるに当たって、政策関係のプランの取組の中で関連する部分を載せているイメージとなります。

II 暮らしの再建 1 生活・雇用の分野におきましては、取組項目 No. 4 被災者の生活の安定と住環境の再建などへの支援等の取組項目を掲げ、被災者に対する恒久的な住宅の供給、被災者による住まいの再建の促進、バス路線の維持や三鉄の利用促進など、地域公共交通の確保、産業振興による雇用の確保などの取組を進めていくこととしております。

13 ページを御覧ください。2 保健・医療・福祉の分野では、取組項目 No. 6 災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制の整備等の取組を掲げ、医療を担う人づくり、健康相談、保健指導、栄養指導等による被災者の健康の維持増進、こころのケアセンターなどによる被災者へのこころのケアの推進などの取組を進めることとしております。

続いて、16 ページを御覧ください。3 教育・文化・スポーツの分野では、取組項目 No. 8 きめ細やかな学校教育の実践と教育環境の整備・充実等の取組を掲げ、児童生徒の心のサポート、岩手の復興教育の推進、被災したスポーツ、レクリエーション施設の整備、ラグビーワールドカップ 2019 釜石開催などの機会を生かした交流などにも取り組んでいこうというものでございます。

20 ページを御覧ください。4 地域コミュニティの分野では、取組項目 No. 12 地域コミュニティの再生・活性化として、被災地での暮らしの再建、地域コミュニティの再生等の課題解決に向けた活動の支援、コーディネーターや支援員などによる新たなコミュニティ形成の支援などに取り組むこととしております。

続いて、23 ページを御覧ください。ここから 3 つ目の柱 III なりわいの再生となります。1 水産業・農林表の分野の取組でございます。取組項目 No. 14 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築等の取組を掲げ、水産資源の回復、持続的利用に向けた取組、被災した水産加工業者への経費補助などの支援、相談会、セミナー、商談会などの開催による販路拡大や高付加価値化の推進などに取り組むとしております。

次に 28 ページを御覧ください。2 商工業の分野では、取組項目 No. 18 中小企業などの

事業再開と経営力向上に向けた支援などの取組等の項目を掲げ、中小企業の経営力向上に向けた産業支援機関による支援や経営課題のサポート体制の強化、水産加工業をはじめとした人材確保の支援、三陸の多様な資源を生かした研究開発の推進などに取り組むとしております。

続いて、33 ページを御覧ください。3 観光の分野では、取組項目 No.20 観光資源の再生と新たな魅力の創造等の取組を掲げ、被災した観光資源の再生、震災学習による教育旅行や企業研修等の誘致、さらに取組項目 No.21 復興の動きと連動した全県的な誘客への取組を掲げ、三陸鉄道リアス線の開通、復興道路、宮古・室蘭フェリー、外港クルーズの就航など、新たな交通ネットワークの活用による誘客と交流人口の拡大に取り組むこととしております。

37 ページからが4つ目の柱 IV 未来のための伝承・発信となります。

1 事実・教訓の伝承の分野では、取組項目 No.22 教訓の伝承の仕組みづくり等の取組を掲げ、東日本大震災津波伝承館、高田松原祈念公園の整備、いわて震災津波アーカイブ～希望～の運用など、震災関連資料の保存、活用、防災の担い手の育成の取組を進めているということとしております。

また、2 復興情報発信の分野では、取組項目 No.24 復興の姿の重層的な発信の取組を掲げ、三陸防災復興プロジェクト2019の開催や、その他様々なフォーラムなど、多様な広報媒体等を活用し、東日本大震災津波の教訓の継続的、重層的な発信に取り組むこととしております。

以上、復興プランの復興局原案の概略について御説明させていただきましたが、本日の復興委員会での御意見を踏まえ、今後政策プランや他のプランと併せ、地域総合計画のアクションプラン中間案として取りまとめ、今月中旬から約1カ月パブリック・コメントを募集したいと考えてございます。

なお、お手元に参考といたしまして、政策プランの素案概要版と前回報告させていただきました復興レポート2018実績と課題の部分の抜粋を提示させていただいておりますので、適宜御参照いただければと存じます。私からは以上でございます。

○岩淵明委員長 ありがとうございます。ただいまの御説明に対して御意見、御質問等ございましたらお願いします。

○大塚耕太郎委員 先ほどの発言に関連した内容ですが、まず、復興プランの中にこのケアを位置づけていただいたことは、非常に評価しております。そのため、復興プランに具体的な内容があるため、長期ビジョンにも長期的に必要なだということを書いていたきたいと思います。

その上で、復興プラン（仮称）1ページの「はじめに」1 策定の趣旨は、とても大事だと思います。健康について、衣食住や平和という環境が整って初めて健康になるという考え方がありますが、被災者に対して基本的な人権や尊厳、生存権、幸福追求権を保障するため、どのような環境を整えるかについての記載は重要だと思います。被災者の暮らし、学び、仕事は生存権、また幸福追求権の記載もありますが、尊厳などの他の生存権は、被災者が全てを失った中でも人として生きるということで、とても重要だと思うので、「尊厳」というキーワードを入れることも御検討いただければと思います。

また、幸福追求権は非常に重要な考え方ですが、尊厳と合わせて、憲法第13条に該当

し、また、暮らし、学び、仕事、安心、健康は憲法第 25 条の生存権ということで、言葉選びも含め、非常に綿密な計画となっているので、ここはもう少し文章を練っても良いと思いますので、御検討ください。

もう一点は、「そして、これからは、復興計画期間に整備が完了しなかった一部の社会資本などについて、早期に整備を終わらせるとともに…」について、細かい表現の指摘となりますが、「早期に整備を終わらせる」というニュアンスが、完了しないまま整備を終了させるとも読めるので、整備完了や任務遂行等の表現を検討していただきたいと思います。

○森復興局副局長 御意見ありがとうございます。幸福追求権と例示させていただいておりますのは、震災 1 箇月後の平成 23 年 4 月 11 日に決定した「東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針」の中に、基本方針を貫く二つの原則として定めた、「被災者の人間らしい「暮らし」、「学び」、「仕事」を確保し、一人ひとりの幸福追求権を保障する。」「犠牲者の故郷への思いを継承する。」を引き継いだ表現となっております。大塚委員から御意見いただきましたので、様々な権利等も確認させていただいた上で、文章表現については引き続き検討させていただきます。

また、「早期に整備を終わらせる」につきましても、完成させる意思が出るように、表現を整理させていただきたいと存じます。

○岩淵明委員長 よろしいでしょうか。それでは野田委員お願いします。

○野田武則委員 被災地を代表し、釜石市の野田と申します。大塚委員のおっしゃっていた箇所「そして、これからは、復興計画期間に整備が完了しなかった一部の社会資本などについて、早期に整備を終わらせるとともに…」という文章につきまして、「復興計画期間に整備が完了しなかった一部の社会資本」とありますが、被災地からすると、単なる一部ではなく重要な部分です。整備が完了しないものの一例は、防潮堤だと思いますが、防潮堤完成によって、その地域の安全が確保される、いわば復興の基本中の基本でございます。それを一部と表現されてしまうのは、全てが重要な部分であるという認識が欠けてしまっているのではないかと危惧します。そうしたスタンスで書いているため、「早期に整備を終わらせる」という表現になってしまったのではないかと思います。2020 年までに完成しなければならない大事な事業であるということは強調していただきたいと思います。

続いて、「一人ひとりの幸福追求権」について、この表現は、非常に耳触りは良いですが、一体何を表しているかについては、分かりづらく、先ほどの説明で、岩手県における基本方針の一つであることは分かりました。今回、「幸福」を次期総合計画の大きな目標にしておりますが、我々からすると幸福は死と隣り合わせで、明るいものだけではなく、多くの犠牲者の上に、今こうして幸福が成り立っているのだという実感をしております。そのため、綺麗な言葉だけを並べ、目標にしていくということに違和感を覚えます。もちろん県の計画なので、やむを得ない部分もあることは理解しますが、しかしながら綺麗事だけでは済まされないこともあるのではないかと思います。幸福を求めていく中では、病気やケガ、あるいは亡くなってしまうこともあり、家族の幸せの実現も、様々な課題や困難を乗り越えて幸福をつかみ取っていくという意味での幸福を目標にするのであれば、我々も十分理解できますが、それが欠けたまま、明るい希望に満ちた部分だけ取り上げられている印象を受けました。

したがって、「一人ひとりの幸福追求権」は、一般的に見れば、被災者における追求権と

いうものがあるという認識ですが、そうすると全体的に県の総合計画は、どうしてもやってあげる、支援する等の文言で満ちあふれており、被災された皆さんの本当の幸福を求めていくプロセスが、どこに反映されているか見えてこないと感じます。県の総合計画であれば、これもまたやむを得ない部分があるとは思いますが、県の基本方針の原則であるとする、もう少し被災者の幸福を追求する部分、どのように幸福になればよいか、私も結論はありませんが、気になったところでございます。

次にとても細かい内容ですが、I 安全の確保 1 防災のまちづくりの取組項目 No. 1 の①復興まちづくりと一体となった海岸保全施設、道路などの整備の推進について、復興道路の記載はありますが、国の方でやっている宮古盛岡横断道路など復興支援道路の記載がないので、入れていただければと思います。I 安全の確保 2 交通ネットワークの取組項目 No. 3 の①復興道路等の整備の推進には、復興道路等の整備として、「等」の中に復興支援道路が入っているとは思いますが、復興支援道路も国で定めた大事な道路ですので、是非、明記していただければと思います。

最後に、道路だけでなく、今回非常に私たちが危惧しているのは河川です。河川の浚渫という言葉が全然出てこない、道路の整備と併せ、防災体制の中に、河川の浚渫という内容もぜひ入れていただきたいと思っております。とりあえずは、以上です。

○森復興局副局長 御意見ありがとうございます。幸福追求権につきまして、県では被災者一人ひとりに寄り添うということで、お一人お一人の日常の暮らしや学習、仕事等に不自由のないよう支援していくことを目的に、この計画を作らせていただいているところでございますが、表現方法等につきましては、引き続き検討させていただきたいと存じます。

また、道路整備につきまして、復興道路「等」ということで、復興支援道路等も入れておりますが、野田委員の御意見を受け、併せて表現について検討させていただきたいと存じます。

○八重樫県土整備部長 県土整備部の八重樫でございます。「復興計画期間に整備が完了しなかった一部の社会資本」の「一部」についての御指摘ですが、平成 30 年度末、岩手県の復興計画期間での完成見込みについて、まちづくり、面整備は約 95.9%を見込んでおります。また野田委員から御指摘のございました海岸保全施設につきましては約 72%、復興道路については約 65%、復興支援道路については約 76%、復興関連道路については約 80%、災害公営住宅については約 97%ということで、実は 100%になかなか届かないところがございます。そのため、「一部」というのは、この割合の表現として扱わせていただいているということでありまして、当然ながら海岸保全施設等、今後とも鋭意完成に向けて努力をしてみたいと考えております。

続いて、河川の浚渫等につきましてですが、こちらは復興プランではなく、政策プランの防災対策の方に盛り込んでいるということで、御理解いただきたいと思います。

○野田武則委員 政策プランに入っているということは、それはそれで結構ですが、要は被災地の復興ということで重要な事項は何かという点からすると、私としては道路の整備、海岸保全整備と併せて、河川の浚渫が地域の安全を確保する上で非常に大事だと思っておりますので、住民の命と財産を守るという意味では、津波から守ることと河川から守ることは同じですので、それはぜひ御理解いただきたいと思います。

また、「一部」という話ですが、たしかに県から見るとそうだと思います。割合が 100%

になるかならないかが最大の課題だと思いますので。しかし、住んでいる方々から見れば、自分の住んでいる場所が安全にならないと、それは完成したとは言えないわけでございます。そのため、県で99%完成したとしても、残りの1%がある限り、それは一部ではありません。住んでいる地域から見れば、それは一部ではなく、全部です。そうした意味で、どうしても上から目線の表現になっている気がします。例えば被災者もそうですが、99人が仮設から自分の家に移り住んだとしても、残り1人がいる限り、それは復興が終わっていないということになります。だから大事なのは99ではなく、最後の1です。これが最も大事だと思いますし、これこそが幸福追求権という意味ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○岩淵明委員長 政策を考えたときに、マクロとミクロの視点が必要で、99%完成すれば、県は一部を残して概ね完了したと表現すると思います。その一方で市町村は最後の一人まで個人を見ているので、完了とは言えないわけです。そのため、県の計画の中にどこまでミクロな状況を記述するかについては、非常に難しいことだと思います。

○野田武則委員 それは、責任の所在だと思いますが、例えば仮設からそれぞれが住まいの再建をすることは、市町村の責任なので、市町村が行います。しかし、防潮堤や社会資本整備等については県の責任なので、県が防潮堤を完成しなければ、その住人の安全は確保されません。それは1世帯かもしれないし、1万世帯かもしれませんが、数の問題ではないと思います。たしかに、全体で防潮堤が何%完成したとかということはもちろん重要な政策の進捗状況を図る上で必要な指標だと思います。だからこそ、先ほど幸福追求権というお話をしましたが、県がどこまでそうした一人ひとりの被災者に寄り添ってくださるんですかということを確認したかったわけで、もし本当に幸福追求権を県が保障することであれば、そうしたマクロの発想は出てこないと思います。「一部」ではなく、住人にとっては、「全部」ということを重要な視点として御理解いただきたいと思います。

○岩淵明委員長 これについては、最後に知事からコメントをよろしくお願いします。他にいかがでしょうか。

○植田真弘委員 県立大学の植田です。私は産業・雇用分野で調査研究活動をしておりますので、その視点から意見させていただきます。

復興プラン（仮称）Ⅱ 暮らしの再建 1 生活・雇用分野の取組項目 No. 5 の①雇用の確保と就業支援について、今後、被災地で、私が不安に思っていることが2点あります。

1点目は、復興に関する建設需要の終了後の雇用問題についてです。宮古や釜石では既に事務所の閉鎖が起り始めています。復興プランには、今後の雇用全般については具体的に書いてありますが、もっと明確に焦点を当てて書いていただきたいと思います。

もう一点は、女性の人口流出です。現在、岩手大学と岩手県立大学でプロジェクトを作り、まだ調査研究段階ですが、岩手県の女性が25歳頃から県外に出て行くというデータがあります。すなわち、女性の新規学卒者が県内就職しているケースは結構あるというわけです。これまでは直接、首都圏に出てしまうケースが多かったのですが、震災後の新しい特徴としては、一度、県内企業に勤めてから県外へ出てしまうケースが増えています。このデータから推測すると、結婚、出産、子育て、教育環境の要因も大きいとは思いますが、女性を取り巻く雇用環境にも何か変化が起り、女性の社会的な流出を促進しているのではないかと思います。そのため流出を抑え、さらにUターンさせるなどの対策の記載を入

れていただきたいと思います。この問題は社会減だけでなく、自然減にもつながる話なのでぜひ明記していただきたいと思います。以上です。

○岩淵明委員長 復興後の雇用の問題は、復興プランに入ると思いますが、25歳の女性の人口流出については、政策プラン等で記載することになると思いますが、いかがでしょう。

○森復興局副局長 御意見ありがとうございます。県内の経済状況の短観調査を、日本銀行盛岡事務所が行っておりますが、その調査でも県内の公共投資は高水準ながらも減少してきているという結果が出ております。そのため復興需要は数年経過すれば、大幅に下がることも予想されますので、雇用の受け方についても、現在総論的に書いておりますが、必要な記述は記載するよう検討させていただきたいと思います。

また、女性の人口流出について、政策プランにも記述させていただいておりますが、復興プランの中でも沿岸部、特に女性、若者の流出は課題ですので、Uターン、Iターンについての記載、そのような中で高校生の地元就職は増加傾向にありますので、さらなる地元定着の記載も検討させていただきたいと存じます。

○戸舘商工労働観光部長 商工労働観光部の戸舘でございます。女性の人口流出の関係で、御指摘のとおり、高校卒業後、県内就職された方が数年後に離職し、転出する傾向が出てきていることを私どもも把握しております。今後、女性の職場を確保していくことは大事だと思いますので、あらゆる職域において女性、若者、障害者の方々が働きやすい環境整備について、復興推進プラン及び政策推進プランにしっかりと盛り込んでいきたいと考えております。

○菅原悦子委員 復興プラン（仮称）の復興推進の取組に、復興の推進に当たって重視する視点として、「参画」を掲げていただき、「あらゆる世代、性別の方々の幅広い参画が重要です」と御記載いただきました。参画がキーワードとなっており、非常に良いと思っております。しかし参画だけでは、植田委員がおっしゃった女性人口流出問題は解決できず、もう一步踏み込んで、様々な場に参画した人材を育成し、地域に定着し、活躍できる環境整備の視点を、様々なところに記載していただきたいと思います。参画さえすればよいのではなく、地域で活躍できる人材として育ててほしいのです。復興プランの記載も女性参画という視点はしっかりと出ていますが、将来、地域で活躍していく人材として育成するという記載は少ないと思います。だから県内に残ったけれども、育成の場が与えられず、自分が活躍できる所へ行きたいと思い、県外へ出てしまう方が増えているのではないかと思いますので、ぜひ、育成、活躍に至る視点を、政策プラン、復興プラン双方に入れていただきたいと思います。

○森復興局副局長 様々な分野での参画促進に加え、人材育成が重要という御意見につきまして、専門委員会で御意見いただき、現在、各部で検討を進めているところでございますので、御意見を反映できるよう、工夫させていただきたいと存じます。

○岩淵明委員長 それでは、以上で議事を終了させていただきます。

3 その他

○岩淵明委員長 続いて、その他の事項として、事務局から御説明をお願いします。

○森復興局副局長 当委員会の設置についての検討状況について御説明申し上げます。

これまで復旧、復興に関する事項を調査、審議するために、県内の関係団体、機関の皆

様お集まりいただき、復興委員会を設置しております。さらに、その下に専門分野の有識者から成る総合企画、女性参画推進、それから津波防災技術の3つの専門委員会を設置して御審議いただいているところでございます。これらの委員会、専門委員会とも委員の任期はいずれも来年3月31日までということになっているところでございます。来年度以降におきましても、次期総合計画におきまして東日本大震災津波からの復興が引き続き県政の最重要課題として取り組むこととしておりますので、復興委員会及び各専門委員会につきましても引き続き設置させていただきたいと考えております。委員の任期につきましても、従前どおり2年間と考え、検討を進めているところでございますので、ここで御報告申し上げます。

○岩淵明委員長 引き続き委員会は継続する予定ということですので、皆様よろしく願います。

4 知事総評

○岩淵明委員長 最後に、知事から本日の委員会全体の総評をお願いします。

○達増知事 貴重な御意見を多数いただきまして、誠にありがとうございます。次期総合計画関連の中での復興計画ということで、本委員会でも広く県の政策全体について議論いただいておりますが、復興を成功させるためには、そうした広い視野で考えていただくのが良いと思っておりますので、委員の皆様、今後ともよろしく願います。

幸福追求権の保障につきましては、東日本大震災津波発災直後に、まず犠牲になった方々の思いを繋いでいかなければならないということで、「犠牲者の故郷への思いを継承する」ことを基本原則として掲げ、また難を逃れた方々の幸福追求の権利を保障する、被災者の人間らしい「暮らし」、「学び」、「仕事」を確保し、一人ひとりが復興を果たしていくため、7年半、取組を行ってまいりました。

そうした意味で、8年経過後のあり方については、大塚委員から幸福追求権の御意見をいただきましたが、幸福追求権の保障は個人の尊厳がもとになり、憲法第13条が個人の尊厳を尊重しなければならないから、国民の生命、自由、幸福追求権は保障されなければならないという理屈になっており、改めて個人の尊厳について書いた方がはっきりすると思いました。

幸福と持続可能性については、次期総合計画「長期ビジョン」（中間案）第1章理念の中で、国連の持続可能な開発目標（SDGs）の理念「誰一人として取り残さない」について言及しております。なぜ我々が持続可能な開発目標（SDGs）にこだわるかといえ、復興の実践は、この発想で取り組み、それを県の総合計画、政策全体に押し広げようという話の流れがあるからです。そのため、次期総合計画「長期ビジョン」（中間案）第4章や復興プランの理念の説明にも、「誰一人として取り残さない」という言葉を記載した方が良いと思います。個人の尊厳を尊重し、復興において誰一人として取り残さない、そして一人一人の幸福の増進、お互いの幸福を守り育てるということを復興の取組においても進めていくということをはっきりさせれば良いと思います。

最後に、復興について、過去7年半も同じ理念で取り組んだため、国の事業を上回る措置、また他県以上の被災者支援措置を、岩手では県と市町村が協力して行ってきた実績があります。岩手では幸福追求権が基本的考えになっているため、他県よりも徹底した

被災者支援の措置が行われているということについては、雑誌「世界」をはじめ、全国的なメディアにも取り上げられておりますので、そうした過去の実績、経験を生かした次の10年のあり方はつきりさせていくことが大事だと思います。

○岩淵明委員長 どうもありがとうございました。それでは、事務局、お願いします。

○多賀復興局復興推進課推進協働担当課長 委員の皆様、本日は長時間にわたり御審議いただき、ありがとうございました。次回の委員会につきましては、1月29日に開催を予定しております。

5 閉 会

○多賀復興局復興推進課推進協働担当課長 本日の委員会はこれもちまして閉会といたします。本日はありがとうございました。